

大区画化等加速化支援事業の概要

(令和8年度版)

1. 事業概要

- ① ハード事業P1
- ② ソフト事業P1

2. ハードメニューの詳細P2

3. 事業申請の流れP5

4. お問い合わせ先P6

農村振興局整備部農地資源課
経営体育成基盤整備推進室

1. 事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

事業実施主体

農業者等

実施要件

- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。

※1 生産緑地等の例外有

① ハード事業

支 援 の 例



畦畔除去



用水路更新



客土

支援メニュー

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病虫害対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

助成額

定額（10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）

② ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係等の調査・調整等を定額で支援し、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

支 援 の 例



土地利用調整



デジタルマップ策定



直播栽培導入

事業内容

- 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動
- ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定
- 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

助成額

定額（単年度当たり300万円迄）

2. ハードメニューの詳細

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
1. 農用地の区画拡大					
ア 水路変更 なし	畦畔除去、水路変更、均平作業 等による区画拡大を支援 ●ほ場の高低差が10cmを超 え、かつ、表土扱いを行う 場合：	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、 かつ、表土扱いを行う場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、 かつ、表土扱いを行わない 場合：	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】	
	●畦畔除去のみの場合：	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】	
	●緩傾斜化を行う場合：	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】	14.5万円/10a 【9.5万円/10a】	 区画拡大
イ 水路変更 あり	水路の変更（管水路化等）を伴っ て行う畦畔除去、均平 作業、勾配修正等による区画 拡大 ●ほ場の高低差が10cmを 超え、かつ、表土扱い を行う場合：	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、 かつ、表土扱いを行う場合：	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】	58.5万円/10a 【42.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、 かつ、表土扱いを行わない 場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	
2. 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m以下の暗渠排水の新設 ●バックホウ施工、かつ、 表土扱いを行う場合：	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】	 暗渠排水
	●バックホウ施工、かつ、 表土扱いを行わない場合：	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】	 暗渠排水
	●トレンチャ施工、かつ、 表土扱いを行わない場合：	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】	 暗渠排水

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する 場合	
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設 ●表土扱いを行う場合： ●表土扱いを行わない場合：	24万円/100m 【17万円/100m】 23万円/100m 【16.5万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】 27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】 30万円/100m 【21.5万円/100m】	 湧水処理
4. 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 ●樹園地の場合： ●樹園地以外の畑地の場合： ●ほ場外からの接続管： ●給水栓設置のみ：	35万円/10a 【24.5万円/10a】 21.5万円/10a 【15万円/10a】 7万円/10m 【5万円/10m】 2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	42万円/10a 【29万円/10a】 25.5万円/10a 【18万円/10a】 8万円/10m 【6万円/10m】 3万円/箇所 【2万円/箇所】	46万円/10a 【32万円/10a】 28万円/10a 【19.5万円/10a】 9万円/10m 【6.5万円/10m】 3万円/箇所 【2.5万円/箇所】	 畑地かんがい
5. 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】	 客土
6. 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】	 除礫
7. 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備 ●用水路の場合： 土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 ●排水路の場合： 土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新 ●農作業道の場合： 未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 ●畦畔の場合： 畦畔の更新 ●排水口の場合： 排水口への柵の据付	15万円/10m 【10.5万円/10m】 28万円/10m 【20.5万円/10m】 12.5万円/10m 【8.5万円/10m】 16万円/100m 【11万円/100m】 5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	18万円/10m 【12.5万円/10m】 33.5万円/10m 【24.5万円/10m】 15万円/10m 【10万円/10m】 19万円/100m 【13万円/100m】 6万円/箇所 【4万円/箇所】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】 36.5万円/10m 【27万円/10m】 16.5万円/10m 【11万円/10m】 21万円/100m 【14.5万円/100m】 6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】	 用水路  排水路  農作業道  畦畔整備  排水口整備

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

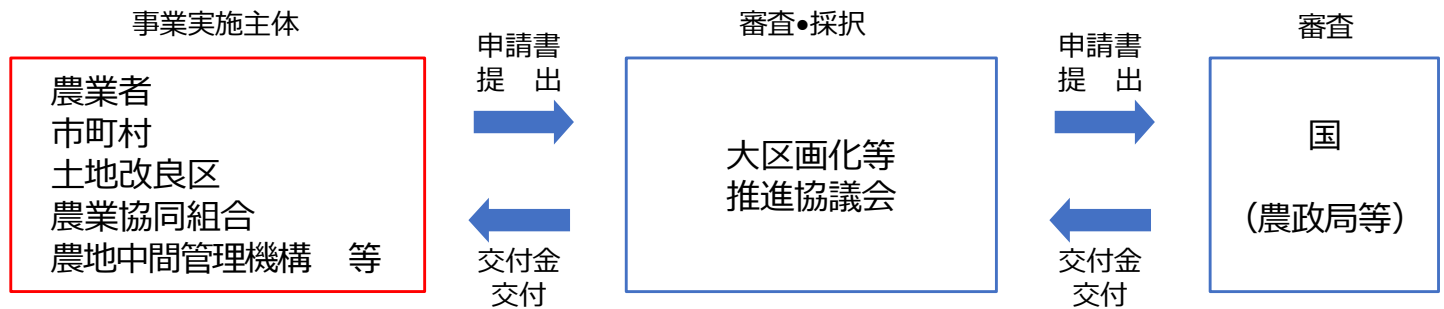
事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
8. 畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整				
	●額縁排水溝の場合： ●酸度矯正の場合：	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	 額縁排水溝  酸度矯正
9. 病害虫対策	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における病害虫対策				
	●反転耕（バックホウ） 50 cm以上：	30万円/10a 【22万円/10a】			 反転耕
	●混層耕（トラクタ、プラウ） 耕起深60 cm以上：	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】			
	●堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	3.5万円/10a 【2万円/10a】			 堆肥施用
	●明渠排水（バックホウ）：	1.5万円/100m 【1万円/100m】			

- ※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
- ※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
- ※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

3. 事業申請の流れ

大区画化等加速化支援事業では、以下の流れで支援を行っています。詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

○ 支援の流れ



4. お問い合わせ先

広島県大区画化等推進協議会

事務局：広島県土地改良事業団体連合会
〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1
TEL082-502-7476
E-mail daikukaku@hdn.or.jp

広島県 農業基盤課

TEL082-513-3648
E-mail nounouki@pref.hiroshima.lg.jp